Ⅷ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	5,654	
政府出資等の機会費用	364,096	369,751
Ⅸ　（控除）国庫納付額		—
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト		10,625,938

（注記）

⑴　引当外退職給付増加見積額

国又は地方公共団体からの出向職員はおりません。

⑵　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。

⑶　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券株式会社が公表する第338回国債の平成27年３月31日利回り終値を参考に0.395％で計算しています。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特別経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金及び補正予算で措置された運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を、役員会で承認された一部のプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	８～54年
構築物	10～50年
機械装置	10～15年
工具器具備品	５～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数により、特定の研究のために受託研究等収入によって取得した固定資産については研究期間に基づいています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．ＰＣＢ廃棄物に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　運営費交付金により財源措置されない本学が保有するＰＣＢ廃棄物の処理費用の支出に充てるため、将来の支払見込額を計上しています。

⑵　運営費交付金により財源措置される本学が保有するＰＣＢ廃棄物の処理費用は、引当金を計上していません。

４．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　本学が運営費交付金により支払うことと特定していない教職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

⑵　本学が運営費交付金により支払うことと特定した役員及び教職員に対して支給する賞与については、引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　運営費交付金により財源措置されない教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑵　運営費交付金により財源措置される役員及び教職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金を計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金の当事業年度増加額に基づいて計上しています。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しています。

８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

９．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券株式会社が公表する第338回国債の平成27年３月31日利回り終値を参考に0.395％で計算しています。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。

⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　60,345千円

⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　174,825千円

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

12．財務諸表の表示単位

財務諸表については、利益の処分に関する書類（案）を除き、千円未満切捨てにより表示しています。

（追加情報）

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成26年３月18日））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　平成26年12月８日最終改訂）を適用しています。